

東リ偽装請負事件について

東リ株式会社

床材等を製造販売する東証一部上場企業

東リが、原告ら「請負」労働者に対し、日常のかつ継続的に、東リ従業員と同じ方法（メールや指示書等）で具体的に指示

製造業で派遣が認められていなかった1990年代末頃からの、長年にわたる偽装請負

職制による指揮命令

業務請負契約

「請負」会社

事務所は本社である社長の自宅のみの一人会社（社長は現場について何も把握せず）

東リ伊丹工場

工場長

課長 課長 課長

スタッフ スタッフ スタッフ スタッフ
係長 係長 係長 係長

原告と雇用契約



兵庫労働局
は偽装請負
と認めず！